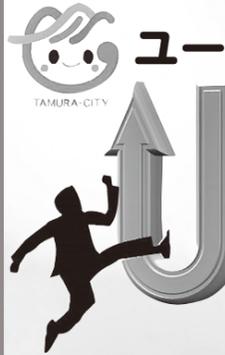


●発行／福島県田村市（毎月15日発行）
●編集／総務部総務課 〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2
☎0247-81-2117 FAX0247-81-2522 info@city.tamura.lg.jp
●印刷／イシイ印刷（田村市大越町）
たむら お知らせ版は再生紙を使用しています。

UD FONT
by MORISAWA
見やすく読み間違えにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



おかえりなさい!!
ふるさと「田村」へ

～田村市ふるさとUターン
定住化促進事業補助金のご案内～

ターン者 応援プロジェクト!

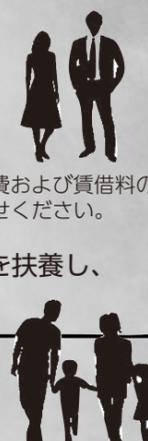
田村市出身で、下記の要件を満たす方に対し、
市外からの引越し費用の1/2(最大10万円)を補助します!

補助の対象となる方は、市内に住民票を異動し、5年以上田村市に居住することを誓約できるUターン者(市外に転出し3年以上経過した市内出身者)で、申請日において次のいずれかの要件を満たす方となります。

- 要件1** 申請者が田村市出身で満16歳以上満40歳以下の独身女性
- 要件2** 申請者が田村市出身の満40歳以下の方で、「起業支援事業※」の該当者
※「起業支援事業」…資金借入れ時の信用保証費および利子の一部補助や、空き店舗の改装費および賃借料の一部を支援する等の制度です。詳しくは、産業部商工観光課(☎81-2136)へお問い合わせください。
- 要件3** 申請者が田村市出身の満40歳以下の方で、0歳から15歳までの子どもを扶養し、同居している世帯

Uターン定住化促進事業補助金を受けるには、上記のほかいくつかの要件を満たす必要があります。申込方法など、詳しくは総務部協働まちづくり課へお問い合わせください。

☎総務部 協働まちづくり課 ☎81-2135 FAX 81-2522 info@machizukuri@city.tamura.lg.jp



今年もそろそろ、あの季節がやってくる...

花粉症対策、万全ですか?

春は、花粉が多く飛ぶ季節です。花粉症は、スギやヒノキなどの花粉が原因で起こるアレルギー疾患です。花粉が鼻や目の粘膜に付着すると、アレルギー反応が起きて体内から化学物質が放出され、症状が現れます。主な症状は鼻と目に現れ、くしゃみ、鼻水、鼻づまりや目のかゆみ、充血、涙が出るなどです。

症状を軽くするには、できるだけ花粉を避けることが大切です。

症状が良くならないときは、病院で診察を受けましょう。また、今まで花粉症にかからなかった人も、今年から症状が出始める場合もあるので、注意しましょう。

(参考：政府広報オンライン)

花粉を避けるポイント

外出時	① マスクやメガネを着用する ② ウールなどの毛羽立った衣類は避け、花粉の付着を防ぐ
帰宅時	③ 建物に入る前に衣類に付いた花粉を落とす ④ うがい・洗顔をする
在宅時	⑤ 換気時は窓を小さく開け、時間を短く ⑥ こまめに掃除する

【環境省花粉観測システムで花粉の飛散情報をチェック!】
環境省のウェブサイトでは、花粉飛散シーズンにリアルタイムの花粉飛散状況を情報公開しています。(愛称：はなごさん) 参考にしてください。

- PCサイト <http://kafun.taiki.go.jp/>
- 携帯版サイト <http://kafun.taiki.go.jp/mobile>

各施設の催し・募集など

子ども 子育て支援センター ☎82-1510 (FAX兼用)

ひまわりひろば

- 日時 4月12日(水) 午前10時30分
- 内容 親子遊び、手遊び、手形・足形製作
絵本の読み聞かせなど
- 対象 0歳～6歳児



子ども 船引児童館 ☎82-0690 (FAX兼用)

ともだちつろう

- 日時 4月13日(木) 午前10時30分
- 内容 新聞紙を使った遊び、歌、手遊び、
絵本の読み聞かせなど



伝統 船引公民館 ☎82-1133 FAX 82-5530

～「ふねひき小唄」を一緒に踊りませんか?～

「ふねひき小唄」は船引町を題材とした、親しみある郷土愛を綴った小唄です。伝統あるこの小唄で、一緒に踊ってくださる方を募集しています。老若男女問いません。ぜひご参加ください。

- 日時 毎月第1土曜日 午後1時30分
- 場所 船引公民館
- 申込方法 船引公民館(船引町民謡民舞の会連絡協議会事務局)へ電話またはFAX(住所・氏名・連絡先を明記)でお申し込みください。(土日祝の申し込みも可)



学び 大越公民館 ☎79-2161 FAX 79-2162

～大越公民館事業29年度学級生募集～

さまざまな学習や体験を通して、社会生活や家庭生活に役立てていただくための学級です。ぜひご参加ください。

大越女性学級

- 対象 大越町にお住まいの成人女性
※地区ごとにクラス編成します。
- 内容 開講式、閉講式、合同学習2回、
クラス毎自主学習3回以上
- 申込期限 4月10日(月)
- 費用 教材費・研修費は個人負担

ふれあい学級

- 対象 大越町にお住まいの65歳以上の方
- 内容 講話・文化祭作品製作・体力づくりなど
年9回
- 申込期限 4月14日(金)
- 費用 教材費・研修費は個人負担

【共通事項(申込方法)】
大越公民館へ電話またはFAX(住所・氏名・連絡先を明記)でお申し込みください。(土日祝の申し込みも可)

催し 船引町民謡民舞の会設立45周年記念 平成29年度 ふねひき春のうたまつり

船引町民謡民舞の会連絡協議会が民謡・舞踊などの発表を行います。

- 日時 4月29日(土・祝日) 午前9時30分
- 会場 市文化センター
- 入場整理券 前売券…大人500円、子ども300円
当日券…大人600円、子ども300円

●その他 前売券は、船引公民館で販売しています。(無くなり次第終了)
詳しくは下記へお問い合わせください。

☎船引町民謡民舞の会連絡協議会(事務局：船引公民館) ☎82-1133



募集 市臨時職員募集 「事務補助員」・「土木作業員」

【事務補助員】
●勤務場所・募集人数
市役所 産業部 農林課…1人
●応募資格 普通自動車運転免許所持
●賃金 日額 6,300円
※通勤距離 2km 以上は通勤手当有

【土木作業員】
●勤務場所・募集人数
市役所 産業部 農林課…1人
滝根行政局 産業建設課…1人
都路行政局 産業建設課…1人
常業行政局 産業建設課…1人
●応募資格
普通自動車運転免許所持 (AT 限定不可)
●賃金 日額 6,500円
※通勤距離 2km 以上は通勤手当有

【共通事項】
●雇用期間 5月1日～10月31日
●勤務時間
午前8時30分～午後5時15分
●提出書類 本庁および各行政局の
市民課に備え付けの市指定履歴書
に、6カ月以内に撮影した上半身の
写真を貼り付けたもの
●募集期間
3月27日(月)～4月10日(月)
●面接日時・会場
応募者へ個別にお知らせします。
●その他
社会保険に加入していただきます。
☎・申 産業部 農林課 ☎81-2511

募集 国家公務員採用試験

人事院では、国家公務員採用総合職試験(院卒者試験・大卒程度試験)および一般職試験(大卒程度試験)を行います。申し込みはインターネットにより行ってください。

【総合職試験】
(院卒者試験・大卒程度試験)
●受付期間
3月31日(金)～4月10日(月)
●第1次試験日 4月30日(日)
【一般職試験】(大卒程度試験)
●受付期間
4月7日(金)～19日(水)
●第1次試験日 6月18日(日)

【共通事項】
・受付時間は、初日が午前9時から、2日目以降は終日です。
・詳しくは、人事院ホームページ(<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>)をご覧ください。
☎ 人事院東北事務局 第二課 ☎022-221-2022

申請 乳幼児および児童医療費助成 の手続きはお済みですか？

【社会保険加入の方は登録申請が必要です】
●助成対象
0歳から18歳までの方(18歳になった年の年度末まで)の保険診療の医療費自己負担分
●受給者 助成対象者の保護者
●次の場合は変更申請が必要です。
①助成対象者が市外へ転出するとき
⇒受給資格がなくなりますので、「受給資格証」を返却してください。
②受給者が市外へ転出するとき
⇒受給者は市内に住所がある方となるため、単身赴任などで受給者が市外へ転出する場合は、変更申請が必要です。
③加入している健康保険(被保険者証)が変わったとき
④保険の扶養者が変わったとき
⑤届出の振込口座を変更したいとき
⑥氏名または住所に変更(転居)があったとき
●その他
・高額療養費などに該当する方は、助成申請書を提出する前に、加入している健康保険組合などへご確認ください。
・震災原発事故による医療費免除証明書をお持ちの方は、医療費免除制度が優先になります。
☎保健福祉部 保健課 ☎81-2271
各行政局 市民課

福祉 障がい者パソコン訪問 指導希望者募集

パソコンをやってみたい、パソコンの操作で悩んでいる身体障がい者の方に、「パソコンボランティア」を派遣します。
ご自宅でパソコンの操作指導を受けることができます。
●対象者
身体障害者手帳をお持ちの方
●回数 4回程度(1回2時間)
●受講料 無料
●申込方法
福島県障がい者社会参加推進センターへ電話またはFAX(障がいの内容・氏名・住所・連絡先を明記)でお申し込みください。
☎・申 福島県障がい者社会参加推進センター ☎024-563-5178
FAX024-563-5129

申請 要介護・要支援認定の 更新申請

要介護・要支援認定期間が切れる方は更新申請が必要です。
更新申請は、認定有効期間終了日の60日前から申請できますので、下記の窓口で更新申請をしてください。
なお、居宅介護支援事業所や介護保険施設では、更新申請を代行します。詳しくは各事業所に直接お問い合わせください。
●対象者
・介護保険サービスを利用している方
・介護保健施設に入所している方
・要介護3以上で高齢者福祉事業(介護者手当・介護用品給付券など)を利用している方
●申請窓口
保健福祉部介護福祉課、各行政局市民課、各出張所
☎保健福祉部 介護福祉課 ☎82-1115

雇用 ハローワーク郡山からの お知らせ

【新規学卒(大学等・高校・中学)求人申込書の受付・問い合わせ窓口が変わります】
4月1日より、新規学卒求人に係る業務は「ハローワーク郡山」3階の求人企画部門で行います。これにより、求人に係る窓口は全てハローワーク郡山となりますので、お間違えのないようご注意ください。

【3月31日まで】
「郡山新卒応援ハローワーク」
●所在地
〒963-8002 郡山市駅前2-11-1
☎024-927-4633
●開庁日
月～金(祝日、年末年始を除く)
●時間 午前10時～午後6時30分

【4月1日より】
「ハローワーク郡山 求人企画部門」
●所在地
〒963-8609 郡山市方八町2-1-26
☎024-942-8609(音声案内に従い「31#」を押してください)
●開庁日
月～金(祝日、年末年始を除く)
●時間
午前8時30分～午後5時15分
※所要時間の目安や窓口の混雑状況により、午前9時から午後5時の間のご利用をお勧めします。
☎ハローワーク郡山 ☎024-942-8609

手続 住民異動の手続きはお早めに

【入学や就職、転勤などで引越される方は、住民異動の手続きが必要です】
・届け出には本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、個人番号カード、住民基本台帳カードのような、顔写真付きの官公署が発行した証明書など)が必要です。
※顔写真付きの証明書をお持ちでない場合は、健康保険の被保険者証や年金手帳など、2つ以上の本人確認書類が必要です。詳しくはお問い合わせください。
・転入、転居する方は、住み始めた日から14日以内に届け出てください。
・転出する方は、転出予定日の14日前から転出後14日以内に届け出てください。
・転入、転居の届け出の際には、マイナンバーの通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。(カード裏面に新住所を記載します。)
・住民異動届の受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。(祝日を除く)
☎市民部 市民課 ☎82-1112 各行政局 市民課

医療 原発事故に伴う国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の 減免および医療費の窓口負担の免除に該当されている方へ

現在対象となっている方は、引き続き国民健康保険税および後期高齢者医療保険料が減免され、医療費の窓口負担が免除されます。
3月以降も一部負担金の免除に該当する方には、2月中に新しい免除証明書を送付しましたので、医療機関を受診する場合は、必ず保険証と一緒に窓口へ提示してください。
☎市民部 市民課 ☎82-1112

～わたしたちの川をきれいに～ 「さくらの里クリーンアップ作戦」を行います！

三春ダムの貯水池、さくら湖の周囲や大滝根川流域には、滝桜をはじめ桜の名所が多くあります。
さくら湖流域協働ネットワークでは、活動の一環として、さくら湖や大滝根川周辺を訪れた方々に快適に桜を見ていただけるように、「さくらの里クリーンアップ作戦」を行います。
清掃活動終了後、三春ダム資料館や三春ダムの見学も実施します。ぜひご参加ください。

●日時 4月8日(土) 午前9時～11時(受付…午前8時30分～)
※清掃活動終了後、自由参加で三春ダム見学を行います。
●清掃場所・集合場所
①旧田村市役所近辺の大滝根川沿い ⇒ 旧田村市役所 駐車場に集合
②三春ダム周辺 ⇒ 三春ダム管理所 駐車場に集合
●対象者 個人または団体
●服装・持参物 汚れてもよい服装、長靴、雨具 など
※ごみ袋、軍手は主催者が準備します。
●参加費 無料 ●主催 さくら湖流域協働ネットワーク
●申込方法
総務部協働まちづくり課、各行政局市民課または各出張所に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ、下記へFAXいただくか、電話でお申し込みください。
☎・申 三春ダム管理所「さくら湖流域協働ネットワーク」事務局 ☎62-3145 FAX 62-3170

「さくら湖流域協働ネットワーク」とは？

さくら湖流域の豊かな自然や文化、観光資源などを活かし、バランスの取れた流域圏の発展を目指して作成された「さくら湖水源地域ビジョン」を実践していくための組織です。ネットワーク会員は随時募集しています。詳細は事務局までお問い合わせください。

主な問い合わせ先

●田村市役所
〒963-4393
田村市船引町船引字畑添76番地2
☎81-2111(代表) FAX81-2522

※時間外の緊急時連絡先 ☎81-1220

●滝根行政局
〒963-3692
田村市滝根町神保字開場118番地
☎78-2111(代表) FAX78-3710

●大越行政局
〒963-4192
田村市大越町上大越字水神宮62番地1
☎79-2111(代表) FAX79-2953

●都路行政局
〒963-4701
田村市都路町古道字本町33番地4
☎75-2111(代表) FAX75-2844

●常業行政局
〒963-4692
田村市常業町常葉字町裏1番地
☎77-2111(代表) FAX77-2115

休日・延長窓口の開設案内

●取扱業務…各種証明書の発行のみ
【休日窓口】
●開設日…日曜日
●場 所…田村市役所 本庁
●時 間…午前8時30分～午後5時15分
【延長窓口】
●開設日…月～金曜日(祝日を除く)
●場 所…田村市役所 本庁
●時 間…午後5時15分～6時30分
※木曜日については、各行政局でも開設



上水道の窓口案内

●休日・時間外に対応できるもの
①漏水事故・水質異常の通報
※24時間受け付け
②開栓・閉栓の事前申し込み
(3日前まで)
※受付時間は、午前8時30分から午後5時15分です。

●休日・時間外に対応できないもの
①水道料金の収納
②電話による問い合わせ
(水道料金照会など)
③当日の開栓・閉栓
☎水道事業所 ☎82-1527